

看護小規模多機能型居宅介護事業所まいほ一むももその設備整備
看護用品・介護用品納入業務
一般競争入札参加者心得

(目的)

第1条 看護小規模多機能型居宅介護事業所まいほ一むももその設備整備において、社会福祉法人やまなし勤労者福祉会が行う一般競争入札に参加する者が守らなければならない事項は、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、契約担当者が当該入札の参加者として入札参加資格を有する者の中から指名した者（以下「入札参加者」という。）とする。

第3条 入札に参加する資格を有する者が、過去2年以内に契約の履行における入札等における不正があることがわかった場合、又、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生した時には、参加資格を取り消すことがある。

(入札の基本的事項)

- 第4条 入札参加者は、社会福祉法人やまなし勤労者福祉会から指示された仕様書、その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。
2. 資料に誤記または脱落があった場合において、当該誤記または脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記または、脱落を理由として契約の締結を拒み、または契約金額の増減を請求する事ができない。
 3. 入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価格の110分の100に相当する金額（搬入設置費、輸送費、訪問指導費等、納入備品に係る全ての費用込とする）を入札書に記載するものとする
 4. 予定価格は、入札時に公表する。

(入札の辞退)

- 第5条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
2. 辞退するときは
 - (1) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
 3. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利な扱いを受けない。

(入札)

第6条 入札参加者は、入札に必要な事項を記載し、代表者の記名捺印の上、封をして、あらかじめ入札公告において示した日時及び場所に提出しなければならない。

2. 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。
3. 基本的には、入札当日に指定場所へ来場しての応札とするが、やむを得ない事情がある場合は事前に担当者に相談した上で、郵送入札を認めるものとする。但しその場合、入札書類は入札日前日までに当法人建設準備室必着とする。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者はいかなる理由があっても、その提出した入札書の書換え、または撤回をすることはできない。

(開札)

第8条 開札は入札終了後、直ちに当該入札会場において入札者を立ち合わせて行う。

(入札書の無効)

- 第9条 次の各号の1に該当する入札は無効となる。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (3) 記名、押印のない入札書
 - (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (6) 明らかに協定によると認められる入札書
 - (7) 同人が入札した2通以上の入札書

(入札書の無効(失格))

- 第10条 次の各号の1に該当する入札は無効となる。
- (1) 重大な不備があると認められる施設整備費内訳書を提出した者が入札した入札書
 - (2) 虚偽の確認書類を提出した者が入札した入札書
 - (3) 入札公告に示す入札参加資格を満たさない者が入札した入札書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書

(落札者)

第11条 予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(入札回数)

第12条 入札は1回のみとする。1回の開札をおこない予定価格の範囲内の価格の入札が無い場合、随意契約によることができるものとする。この場合

において、最低価格を入札したものと協議することができるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札者となるべき同価の入札をした者が2以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(契約書の作成)

第14条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた後、契約書を作成し、記名、捺印の上、仕様書、見積明細書とともに提出する。

(案件への着手)

第15条 契約者は、契約後、直ちに設備整備に着手し、指定の期日までに納品しなければならない。

(異議の申立)

第16条 入札参加者は、入札後、この心得・仕様書・現場等について不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

以上